松山市保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業補助金交付要領

（趣旨）

第１条　この要領は，子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図るために実施する，松山市保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について，必要な事項を定める。

２　この要領による補助金の交付に関しては，この要領に定めるもののほか，松山市補助金等交付規則（昭和４４年規則第６号）に定めるところによる。

（補助対象事業）

第２条　補助金の対象事業は，教育支援体制整備事業費交付金実施要領（平成２７年５月２１日付け初等中等教育局長裁定）の別紙３に定める，保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援（以下「国実施要領」という。）に定めるもののほか，この要領の定めるところによる。

（補助対象者）

第３条　補助金の対象となる施設は，市内にある施設であって認定こども園及び認定こども園への移行を予定している幼稚園，保育所等の施設（以下「認定こども園等」という。）とし，補助金の対象者は，市内に住民票を有する者で国実施要領２（３）の規定を満たすものとする。

２　前項の規定にかかわらず，幼稚園教諭免許状取得のための大学の受講料等に対する補助事業の対象となる者は，市内に住民票を有する者であって，次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 認定こども園等に勤務している者

(2) 保育士資格を有し，保育士登録をされている者であって，幼稚園教諭免許状を有しない者

(3) 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成２４年法律第６７号。以下「認定こども園法等関係整備法」という。）により改正された教育職員免許法（昭和２４ 年法律第１４７号）附則第１９項（以下「附則第１９項」という。）に基づく幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例制度の対象要件（教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令等の公布及び施行について（平

成２５年８月８日文部科学省初等中等教育局長通知）（別紙３）の例による。）を原則満たす者

(4) 原則として，補助金を交付する日の属する年度中に大学において幼稚園教諭免許状の授与に必要な科目の受講を開始して必要科目を全て修得し，当該必要科目の修得後に附則第１９項に基づいて幼稚園教諭免許状を取得する者

（補助対象経費，補助率及び補助金額）

第４条　補助金の対象となる経費，補助率及び補助金額（以下「補助対象経費等」という。）は，松山市の予算の範囲内で国実施要領３（１）及び４の例による。

（計画の申請）

第５条　幼稚園教諭免許状取得のための大学の受講料等に対する補助事業を実施する対象施設（以下「受講料等補助申請者」という。）は，保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業実施計画書＜受講料等補助事業＞（別添様式１）（以下「実施計画書（様式１）」という。）及び次の各号に掲げる書類を添えて，大学への受講開始日の属する年度中に市長に提出しなければならない。

(1) 対象者が対象施設に現に勤務していることが確認できる書類

(2) 対象者が大学に在学していることが確認できる書類

(3) その他市が必要とする書類等

２　幼稚園教諭の保育士資格取得に伴う代替幼稚園教諭の雇上費に対する補助事業を実施する対象施設（以下「代替幼稚園教諭雇上費補助申請者」という。）は，保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業実施計画書＜代替幼稚園教諭雇上費補助事業＞（別添様式３）（以下「実施計画書（様式３）」という。）及び次の各号に掲げる書類を添えて，代替幼稚園教諭の雇い上げ開始日が属する年度中に市長に提出しなければならない。

(1) 代替幼稚園教諭が対象施設に現に勤務していることが確認できる書類

(2) その他市が必要とする書類等

（計画の実施決定）

第６条　市長は，前条の規定による申請があり，事業実施の決定をしたときは，保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業実施承認（不承認）通知書（別添様式５）にて申請者に通知するものとする。

（計画の実施報告）

第７条　受講料等補助申請者は，原則，対象者が幼稚園教諭免許状の授与を受け，対象施設に勤務することが決定した後，市長が定める日までに，保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業完了報告書＜受講料等補助事業＞（別添様式２）及び次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 対象者が幼稚園教諭免許状の交付を受けた後，対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類

(2) 大学の長が発行する対象経費の領収書

(3) 対象者の幼稚園教諭免許状の写し

(4) その他市が必要とする書類等

２　代替幼稚園教諭雇上費補助申請者は，対象幼稚園教諭が保育士資格の交付を受けた後，市長が定める日までに，保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業完了報告書＜代替幼稚園教諭雇上費補助事業＞（別添様式４）及び次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 代替幼稚園教諭が対象施設に勤務していたことが確認できる書類

(2) 対象幼稚園教諭の保育士資格の写し

（補助金の申請）

第８条　第５条の規定による申請者は，事業完了後において，補助金等交付申請書（第１号様式），事業計画書，収支予算書（第２号様式）を市長が指定する日までに提出しなければならない。この場合において，事業計画書は，実施計画書（様式１）又は実施計画書（様式３）に代えることができる。

（交付の決定）

第９条　市長は，前条の規定による申請を受けて交付の決定をしたときは，補助金交付決定通知書（第３号様式）（以下「通知書」という。）にて，申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１０条　前条の通知書を受けた申請者は，補助金の請求をすることができる。

２　補助金を請求するときは，請求書（第４号様式）を，市長が指定する日までに提出しなければならない。

（勤務継続の報告）

第１１条　補助金の交付を受けた対象者は，補助金の交付から１年間，６月ごとに，勤務

継続報告書（第５号様式）を市長が指定する日までに提出しなければならない。

（補助金の返還）

第１２条　第５条の規定による申請者は，補助金の交付の決定後，対象者が当該補助金に係る対象施設において１年間継続して勤務をしなかった場合は，補助金を返還しなければならない。

（補助金の取り消し等）

第１３条　市長は，第５条の規定による申請者が次のいずれかに該当すると認めたときは，補助金の決定の一部又は全部を取り消し，既に交付されている補助金の返還を求めることができる。

(1) 国実施要領に規定する要件を欠いたとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により交付を受けたとき。

(3) その他市長が必要と認めたとき。

（その他）

第１４条　この要領に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

付　則

（施行期日）

この要領は，令和６年２月２１日から施行し，第３条の規定は，令和５年４月１日から適用する。